

安部 彩『子どもの貧困－日本の不公平を考える』岩波新書 2008 年

第4章 追いつめられる母子世帯の子ども

I 母子世帯の経済状況 104

- ・ 2003 年の母子世帯数は 1998 年に比べると 28.3%上昇の 122.5 万世帯
また子どもの割合は 3.8%(1998 年)から 5.8%(2001 年)に上昇
→17 人に 1 人は母子世帯で育っている状況
- ・ 母子世帯には独立母子世帯と同居母子世帯の 2 種類がある
独立母子世帯…母と子どものみで暮らす世帯
同居母子世帯…母親の親と同居している世帯(日本の母子世帯の 1/3)
- ・ 海外に比べ母親の就労率は高いが子どもの生活水準は低い
→政府や子どもの父親からの援助が少ないから
- ・ 非正規化の波
母子世帯の就労状況の悪化
→母親は健康状態が悪くても、非正規雇用では休暇などの恩恵を受けられない
結果、働き続けるしかない
- ・ 不安定な養育費
父親の支払い能力の欠如
→そもそも養育費を求めても自分の生活費を補うだけで精一杯の父親が多い
養育費徴収の制度が整備されていない現実

II 母子世帯における子どもの育ち 120

- ・ 平日に母親と過ごす時間は平均 46 分
母親と接する時間の圧倒的少なさ
→子どもの目から見た親は不在状況となってしまう
- ・ 母子世帯特有の子育ての難しさ
母子家庭への周囲の偏見
→子ども達に新たな傷と負い目を負わせてしまう
子どもの心理的ストレスを十分に緩和できない
→母子家庭では母親一人でケアをする身体的・精神的余裕がない

III 母子世帯に対する公的支援－政策は何を行ってきたのか 129

- ・ 「母子世帯対策」のメニュー
父親の死別で母子世帯になった場合
→遺族年金や死亡保険による保険金給付が受け取れ、経済の支えとなる

しかし離婚、未婚では給付がない

- ・「最後の砦」の生活保護制度

同居母子世帯では取得が困難

→同居世帯全員が保護要件を満たさなければならない

日本の母子世帯は「福祉依存」ではない

→生活保護の勤労所得や他の所得が最低生活費に満たない分だけを頼っている

- ・2002 年の母子政策改革

所得保障を制限し母親の労働能力を高める政策(母子家庭等自立支援対策)

→テーパリング制¹の導入

→支給要件がより厳しくなり、多くの受給者の支給額が減額された

- ・「5 年」のもつ意味

母子世帯の生活苦は時間が経てば解消するという仮説

→実際は児童扶養手当をもらいたいがために、故意に勤労取得を抑えている

(この現象は欧米の贅沢な福祉政策への依存であり日本では当てはまらない)

母子世帯の所得の伸び悩み

→伸び率が大きいのは 3 年目までで、それ以降はほぼ横這い

- ・増える出費

子どもが成長するにつれて増える教育費や食費などの出費が増え、生活を
圧迫している

IV 「母子世帯対策」ではなく「子ども対策」を 140

- ・子ども対策

→子どもの貧困の撲滅と適切なケアの確保

- ・母子世帯という形態にとらわれすぎている問題

→母子に限らず父子世帯でも同じような問題が起きている

まとめ

母子家庭では母親の就労状況が悪く金を稼ぐことで一杯一杯になってしまい子どもとふれあう
時間が少なくなってしまう。

しかしそれらを解決させる公的支援はかえって家庭状況を悪くしてしまい、その上十分な改善
策がないまま子どもの養育費や生活費が膨らむといった最悪な状態になっている。

¹ テーパリング制…支給額が所得に応じて徐々に減額される方式(それまで全額と半額の二段階
で給付されていた)